

平成29年第1回臨時会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録

平成29年7月28日開会

多摩ニュータウン環境組合議会

平成29年第1回臨時会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録目次

○7月28日（金）

出席議員	1
欠席議員	1
管理者等の出席	1
事務局職員の出席	1
議事日程	2
開会・開議	4
仮議席の指定	4
議長選挙	4
議席の指定	5
会期の決定	5
会議録署名議員の指名	5
議長報告	5
管理者報告	5
第7号議案 多摩ニュータウン環境組合監査委員（組合議員）の選任同意について	6
第8号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分した たことについて	7
第9号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例を専決処分したことについて	8
第10号議案 多摩ニュータウン環境組合臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正す る条例を専決処分したことについて	9
第11号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決 処分したことについて	9
閉議・閉会	10

平成29年第1回多摩ニュータウン環境組合議会臨時会会議録

平成29年7月28日 開会

出席議員

第1番 馬場 貴大 君	第2番 森 英治 君
第3番 陣内 泰子 君	第4番 新井 克尚 君
第5番 山下 てつや 君	第6番 藤田 学 君
第7番 橋本 由美子 君	第8番 あらたに 隆見 君
第9番 松田 大輔 君	

欠席議員（なし）

管理者等の出席

管 理 者	阿 部 裕 行 君
副 管 理 者	石 森 孝 志 君
副 管 理 者	石 阪 丈 一 君
代 表 監 査 委 員	花 形 守 康 君
会 計 管 理 者	小 林 弘 宜 君
八王子市資源循環部長	原 田 親 一 君
町田市環境資源部長	水 島 弘 君
多摩市環境部長	吉 井 和 弘 君
八王子市資源循環部ごみ減量対策課長	木 下 博 文 君
町田市環境資源部環境政策課長	塩 澤 直 崇 君
多摩市環境部ごみ対策課長（兼）資源化センター長	市ノ瀬 聡 君
八王子市資源循環部清掃施設整備課長	岡 田 栄 一 君
町田市環境資源部資源循環課長	窪 倉 努 君
多摩市環境部資源循環推進担当課長	岩 田 具 嗣 君

事務局職員の出席

事 務 局 長	富 澤 浩 君
施 設 課 長	飯 塚 由 則 君
総務課長（兼）出納課長	星 野 正 春 君

速 記 士 木暮サトミ（会議録研究所）

## 議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会期の決定
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 議長報告
- 第7 管理者報告
- 第8 第7号議案 多摩ニュータウン環境組合監査委員（組合議員）の選任同意について
- 第9 第8号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- 第10 第9号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- 第11 第10号議案 多摩ニュータウン環境組合臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- 第12 第11号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

午後 3 時00分開会

○副議長（藤田 学君） 本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、新議員の紹介などを事務局長からいたしますので、よろしく願いいたします。事務局長。

〔事務局長富澤 浩君登壇〕

○事務局長（富澤 浩君） 本日は、大変お忙しい中、平成29年第 1 回多摩ニュータウン環境組合議会臨時会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

八王子市議会選出議員 3 名及び多摩市議会選出議員 2 名の方の辞任に伴いまして、新たに選出されました議員の皆様、また代表監査委員におかれましては、今回が初めての議会となりますので、本日ご出席いただいております皆様のご紹介をさせていただきます。

まず初めに、議員のご紹介をさせていただきます。

新たに選出されました議員の紹介をさせていただいた後、引き続き議員を務めていただく皆様を紹介させていただきます。

八王子市議会より選出されました馬場貴大議員でいらっしゃいます。

○1 番（馬場貴大君） よろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 同じく、森 英治議員でいらっしゃいます。

○2 番（森 英治君） 森です。よろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 同じく、陣内泰子議員でいらっしゃいます。

○3 番（陣内泰子君） 陣内泰子です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 続きまして、多摩市議会より選出されました橋本由美子議員でいらっしゃいます。

○7 番（橋本由美子君） 橋本です。よろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 同じく、松田大輔議員でいらっしゃいます。

○9 番（松田大輔君） よろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 続きまして、引き続き議員を務めていただく皆様を紹介させていただきます。

町田市議会より、新井克尚議員でいらっしゃいます。

○4 番（新井克尚君） よろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 同じく、山下てつや議員でいらっしゃいます。

○5 番（山下てつや君） よろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 同じく、藤田 学議員でいらっしゃいますが、現在、議長席にお座りいただいています。副議長でいらっしゃいます。

○6 番（藤田 学君） どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 多摩市議会より、あらたに隆見議員でいらっしゃいます。

○8 番（あらたに隆見君） よろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 続きまして、平成29年第 1 回定例会で選任同意をいただき、4 月20日に着任されました識見を有する監査委員を紹介させていただきます。花形守康代表監査委員でいらっしゃいます。

○代表監査委員（花形守康君） 花形です。よろしく願いいたします。

○事務局長（富澤 浩君） 続きまして、管理者及び副管理者の紹介をさせていただきます。

管理者の阿部多摩市長でございます。

- 管理者（阿部裕行君） 阿部です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局長（富澤 浩君） 副管理者の石森八王子市長でございます。
- 副管理者（石森孝志君） 石森でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局長（富澤 浩君） 副管理者の石坂町田市長でございます。
- 副管理者（石坂丈一君） 石坂でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局長（富澤 浩君） 次に、事務局と兼任職員ですが、時間の都合もありますので、個々の職員の紹介は省略させていただき、お手元の資料、こちらで紹介にかえさせていただきたいと思ひます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

- 副議長（藤田 学君） 新たに選出された方々を初め、皆様の紹介は終わりました。
- ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回多摩ニュータウン環境組合議会臨時会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。

多摩ニュータウン環境組合議会議長が空席になっておりますので、地方自治法第106条第1項及び多摩ニュータウン環境組合規約第8条第4項の規定により、議長が選出されるまでの間、副議長が議長の職務を代理いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願ひます。



- 副議長（藤田 学君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
- 多摩ニュータウン環境組合議会会議規則第3条第1項の規定により、仮議席はただいま着席している議席といたします。



- 副議長（藤田 学君） 日程第2、議長選挙を行います。
- お諮りいたします。
- 選挙方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（藤田 学君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。
- お諮りいたします。
- 指名方法については、副議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（藤田 学君） 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。
- 多摩ニュータウン環境組合議会議長に、森 英治議員を指名いたします。
- お諮りいたします。
- ただいま副議長において指名いたしました、森 英治議員を多摩ニュータウン環境組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（藤田 学君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、森 英治議員が多摩ニュータウン環境組合議会議長に当選されました。
- ただいま議長に当選されました、森 英治議員が議場におられますので、本席から多摩ニュータウン環境

組合議会会議規則第29条第2項の規定による告知をいたします。

この際、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔議長森 英治君登壇〕

○議長（森 英治君） ただいま指名をいただきました、八王子市議会の森 英治です。

私は、これまで清掃の事業に関しまして、ごみの埋め立てゼロを目指してというテーマで取り組みをさせていただきました。この清掃施設、これは、適正処理と、そして安心・安全な運営が第一と考えています。そのような思いでこの役目を務めていきたいと思っております。ぜひ皆様のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○副議長（藤田 学君） 議長挨拶は終了いたしました。

それでは、森議長、議長席にお着き願います。

—————◇—————

○議長（森 英治君） 日程第3、議席の指定を行います。

多摩ニュータウン環境組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議員の議席はただいま着席している議席といたします。

—————◇—————

○議長（森 英治君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日といたします。

—————◇—————

○議長（森 英治君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、多摩ニュータウン環境組合議会会議規則第83条の規定により、議長において、

第8番 あらたに 隆見 議員

第9番 松田 大輔 議員

を指名いたします。

—————◇—————

○議長（森 英治君） 日程第6、議長報告を行います。

監査委員より、平成29年1月分から4月分までの現金出納検査結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。ご了承ください。

—————◇—————

○議長（森 英治君） 続きまして、日程第7、管理者報告がございます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） 多摩ニュータウン環境組合管理者をしております、多摩市長の阿部裕行です。改めまして、本日は、本当にお忙しい中、多摩ニュータウン環境組合臨時議会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告事項を3件申し上げます。

1件目は、多摩清掃工場の運営状況についてでございます。

平成28年度の構成市からのごみの搬入量は、可燃ごみが4万7,088 tでした。町田市の事業系一般廃棄物

の搬入開始により774 t増加しましたが、多摩市の事業系一般廃棄物の処理手数料値上げによる624 tの減少と、草枝の有料化による505 tの減少により、結果的に前年度に比べ382 t減少しています。八王子市拡大区域の搬入実績については9,402 tで、308 t増加しました。可燃ごみの総合計を前年度と比較すると、約0.1%の減少となっています。不燃ごみは、構成市に応援処理をいただいた128 tを除くと2,111 tで、約9.8%減少し、粗大ごみは1,931 tで、約2.5%減少しました。構成市のごみ応援処理は、八王子市からは、清掃工場の定期修繕等による休炉のため、可燃ごみ873 tが搬入されました。また、町田市からは、不燃粗大ごみ破碎設備の交換修繕による停止のため、不燃ごみ208 tが搬入されました。

次に、環境測定結果ですが、本年4月に測定した2号炉の排ガス中のダイオキシン類濃度は、1 m<sup>3</sup>当たり0.00015ng-TEQであり、法規制値及びISO14001で規定している自主規制運用値を下回る結果でした。

また、本年6月に測定しました放射能濃度測定結果につきましては、飛灰固化物が123Bq/kg、主灰が25.1Bq/kgで、いずれも国の基準値を大きく下回りました。なお、排ガス中の放射能濃度につきましても、不検出となっています。さらに、敷地境界における放射線量測定結果につきましては、0.05から0.08 μSv/hという結果でした。

今後も、焼却処理で発生する排ガスや焼却灰等の放射能濃度と清掃工場の敷地境界の空間放射線量率については定期的に測定を行い、速やかに公表してまいります。

2件目は、リサイクルセンターの運営状況についてです。

平成28年度の来館者数は3万1,249人でした。構成市で収集した粗大ごみのうち、再利用が可能なものを再生し、販売した家具や自転車等は7,752点でした。廃食器の回収状況は、延べ642件の持ち込みがあり、リサイクル食器の原材料として、約4 tを岐阜県土岐市へ搬出したしました。

3件目は、地元報告会の開催についてです。

清掃工場の運営状況の報告及び次年度の事業予定につきまして、地域の皆様へお知らせする目的で例年開催しており、平成28年度は3月25日に開催し、10名のご参加をいただきました。また、地元報告会に先立って清掃工場見学会を実施し、基幹設備改良工事の実施箇所などもご案内させていただきました。

今後も、環境に優しい、安全で開かれた多摩清掃工場として、地域の皆様のさらなる信頼獲得に努めてまいります。

以上3件をご報告申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（森 英治君） 管理者報告は終わりました。

—————◇—————

○議長（森 英治君） 日程第8、第7号議案「多摩ニュータウン環境組合監査委員（組合議員）の選任同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、第8番、あらたに議員の退席を求めます。

〔あらたに隆見議員退席〕

○議長（森 英治君） 提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第7号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

議会選出監査委員、遠藤ちひろ氏の辞任に伴い、その後任としてあらたに隆見議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び多摩ニュータウン環境組規約第12条第2項の規定に基づき本案を提出するも



のです。

あらたに議員は、多摩市議会議員の2期目であり、この間、生活環境常任委員会委員長や議会運営委員会副委員長などを歴任され、現在は健康福祉常任委員会に所属されています。

何とぞ賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 英治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第7号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第7号議案「多摩ニュータウン環境組合監査委員（組合議員）の選任同意について」を挙手により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 英治君） 挙手全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

あらたに議員の入場を求めます。

〔あらたに隆見議員入場〕

○議長（森 英治君） ただいま監査委員に選任されましたあらたに議員にご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（あらたに隆見君） ただいまご紹介いただきましたあらたに隆見でございます。

各市とも、今後、財政の見通しが苦しい中、貴重な税収から負担金をいただくわけでございます。庶民感覚で、1円も無駄のないよう、しっかりチェックしてまいりたいと思います。

また、花形監査委員にご指導いただきながら、今後見通しのある新公会計システムの移行についてもしっかり勉強させていただいて、スムーズな移行ができるよう、微力ながら全力を尽くしていきたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 英治君） ありがとうございます。

監査委員の挨拶は終了いたしました。



○議長（森 英治君） 日程第9、第8号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第8号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

平成28年10月18日に東京都人事委員会が行った勧告に基づき、配偶者のいる職員に支給する扶養手当を現在の1万3,500円から平成30年4月1日以後6,000円に、子のいる職員に支給する扶養手当を現在の6,000円から平成30年4月1日以後9,000円とするなど、いずれも平成29年度に経過措置を設けた上で改正を行います。

あわせて、行政職給料表の一部号給の削除、大学卒業程度の初任給を現在の18万1,200円から18万2,700円

に引き上げる改正を行います。

通勤手当の支給金額については、支給上限額を月額5万5,000円とし、通勤時の距離に応じた交通用具における支給金額を東京都の基準に合わせて見直します。

また、月の時間外勤務が60時間を超える職員に対して、時間外勤務代休時間の指定をするかわりに、時間外勤務手当における60時間を超えた場合の支給割合の引き上げ分を支給しないものとする規定を追加するものです。

以上の改正につきましては、当組合が給与に関する条例を準拠している多摩市において、平成29年3月30日の多摩市議会で議決され、平成29年4月1日に施行されております。当組合においては、平成29年4月1日以前に組合議会を開催するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により行ったものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 英治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第8号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第8号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 英治君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。



○議長（森 英治君） 日程第10、第9号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第9号議案について、提案の理由を申し上げます。

長時間労働した職員の健康管理の方策として、時間外勤務代休時間制度を新たに導入するための改正です。

具体的な内容としては、月の時間外勤務が60時間を超える職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定できるようにするための改正となります。

以上の改正につきましては、当組合が勤務時間、休日、休暇等の条例を準拠している多摩市において、平成29年3月30日の多摩市議会で議決され、平成29年4月1日に施行されております。当組合においては、平成29年4月1日以前に組合議会を開催するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により行ったものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 英治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第9号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第9号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 英治君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

—————◇—————

○議長（森 英治君） 日程第11、第10号議案「多摩ニュータウン環境組合臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第10号議案について、提案の理由を申し上げます。

多摩ニュータウン環境組合臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例に基づく臨時職員事務員の賃金単価を現行の950円から962円に改定します。

また、通勤手当の支給金額については、支給上限額を月額5万5,000円とし、通勤時の距離に応じた交通用具における支給金額を東京都の基準に合わせるものです。

以上の改正につきましては、当組合が臨時職員の任用及び勤務条件等の条例を準拠している多摩市において、平成29年3月30日の多摩市議会で議決され、平成29年4月1日に施行されております。当組合においては、平成29年4月1日以前に組合議会を開催するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により行ったものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 英治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第10号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案「多摩ニュータウン環境組合臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 英治君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

—————◇—————

○議長（森 英治君） 日程第12、第11号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例

の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第11号議案について、提案の理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う規定の明確化を図るため、本条例を改正するものです。

具体的な改正内容について、1つ目は、育児休業を取得できる子の範囲を、養育里親に委託されている当該児童に拡大する内容の規定を明確化するものです。

2つ目は、再度の育児休業の承認についての規定改正です。当該育児休業の承認を受けている子以外の子の育児休業の取得を理由に育児休業の承認が取り消された場合で、再度、育児休業の取得ができる要件として、当該子以外の子の「死亡」や「養子縁組等による別居」を規定していますが、これに「特別養子縁組が不成立の場合」または「養子縁組が成立しないまま里親に委託するなどの措置が解除された場合」を追加するものです。

あわせて、規定内容をわかりやすく表記するため、条例第3条1号を2号に分けて規定するものです。

3つ目は、育児の部分休業の承認についての規定改正です。育児の部分休業の取得時間については、1日につき2時間から他の休業制度に定める「育児時間」を除くものと規定していますが、これに「介護時間」を追加し、1日につき2時間から「育児時間」及び「介護時間」を減じた時間の範囲内で承認できるものとする規定に改正するものです。

以上の改正につきましては、当組合が育児休業等の条例を準拠している多摩市において、平成29年3月30日の多摩市議会で議決され、平成29年4月1日に施行されております。当組合においては、平成29年4月1日以前に組合議会を開催するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により行ったものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 英治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第11号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 英治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 英治君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。



○議長（森 英治君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

午後3時31分閉会

多摩ニュータウン環境組合議会 議長 森 英 治

副議長 藤 田 学

議員(8) あらたに 隆 見

議員(9) 松 田 大 輔